



奈良県広域水道企業団
Nara Water Supply Authority

報道資料

令和8年3月4日（水）
奈良県広域水道企業団総務課
橋本、乾井
TEL 0744-32-1260（直通）

奈良県広域水道企業団渇水対策本部会議の設置及び記者説明について

奈良県広域水道企業団管内市町村において、今後給水制限の実施が見込まれる状況となりました。

このため3月5日（木）に奈良県広域水道企業団渇水対策本部を設置し、同本部会議を開催することになりましたのでお知らせします。

なお住民の皆様へのご理解、ご協力をいただく趣旨から企業団本部事務局から報道機関の皆様に対して、以下により会議内容の説明を行います。

記

1. 日程

令和8年3月6日（金）13:00～

2. 場所

奈良県広域水道企業団本部1階会議室（奈良県磯城郡田原本町宮古404番地）

3. 説明内容

- ・ 渇水状況とこれまでの取組
- ・ 今後の見通し
- ・ 今後の対策
- ・ 住民の皆様にお伝えしたいこと

4. その他

会場設営の都合上、会議説明に出席される場合は、3月5日（木）16:00までにお知らせください。

※県渇水対策本部は、3月5日（木）13:00から開催予定。

奈良県広域水道企業団渇水対策本部設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、渇水に際し、奈良県広域水道企業団が実施すべき措置及びそのための組織を定め、水道における対策を円滑に推進することを目的とする。

(設置)

第2条 渇水の状況に至ったとき必要な措置を講ずるとともに、渇水対策を総合的に推進するため、奈良県広域水道企業団渇水対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、統括部長、副統括部長及び本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、本部の事務を統括するものとし、事務局長をもってあてる。
- (2) 統括部長は、事業部長をもってあてる。
- (3) 副統括部長は、総務部長をもってあてる。
- (4) 本部員は、水道技術管理者、企業団本部各課長、広域水道センター所長、桜井浄水場長及び御所浄水場長をもってあてる。
- (5) 本部長に事故があるときは、統括部長がその職務を代理する。なお、本部長、統括部長とともに事故があるときは、職務上位者の順にその職を代理する。
- (6) 本部長は、必要に応じ、関係機関及び事務所等に参加を求めるとともに、随時意見を聴取していくこととする。
- (7) 本部員は、その業務を遂行するため、各所属の職員を指揮する。

(所掌事務)

第4条 本部は渇水に関する次の事務を協議し決定する。

- (1) 緊急水源の確保に関すること。
- (2) 各事務所に対する水運用の総合調整に関すること。
- (3) 取水、給水制限に伴う施設運用に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(渇水時の体制)

第5条 渇水が発生した場合は、その状況により「渇水注意体制」「渇水警戒体制」及び「渇水対策本部」の3体制に分けて対処することとする。

(1) 渇水注意体制（準備委員会）

渇水注意体制は、紀の川水系吉野川系統、淀川水系宇陀川系統のいずれか又は両方で渇水に関する情報交換が開始されたとき、情報収集及び連絡活動を主として行

う。

準備委員会は、水源が渇水状況に入ったとき又は取水制限を受けたとき、水需給の調整と円滑な渇水対策を推進するため設置する。

委員は、総務部及び事業部の主幹又は課長補佐、広域水道センター計画調整課長、桜井浄水場浄水課長及び御所浄水場浄水課長をもってあてる。また、必要に応じて代理を立てることができる。

関係機関及び企業団内部の情報交換、対策の調整を図る。

(2) 渇水警戒体制（渇水対策検討会）

渇水警戒体制は、紀の川水系吉野川系統、淀川水系宇陀川系統のいずれか又は両方で渇水に関する調整会議等が開始されるなど、取水に影響が出る時期が予測できるとき、情報収集、連絡活動に加え、関係事務所との具体的な対策検討を行い、状況により更に高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。

調整会議等の事務を補佐するため、必要に応じて渇水対策検討会を設置するものとする。検討会の責任者は技術・危機管理課長があたり、会員は責任者が指名する職員をもってあてる。

会議で決定された内容については、関係機関及び企業団内部で情報共有する。

(3) 渇水対策本部

取水制限等の措置が決定され、給水制限等の実施が見込まれる段階又は奈良県が別途に組織する奈良県渇水対策本部が設置されたときとする。

渇水の内容及び状況に応じて本部長が必要と認めるときは、構成を随時変更することができる。

給水・取水制限等に対する対応及び関係機関、事務所等の調整を行う。

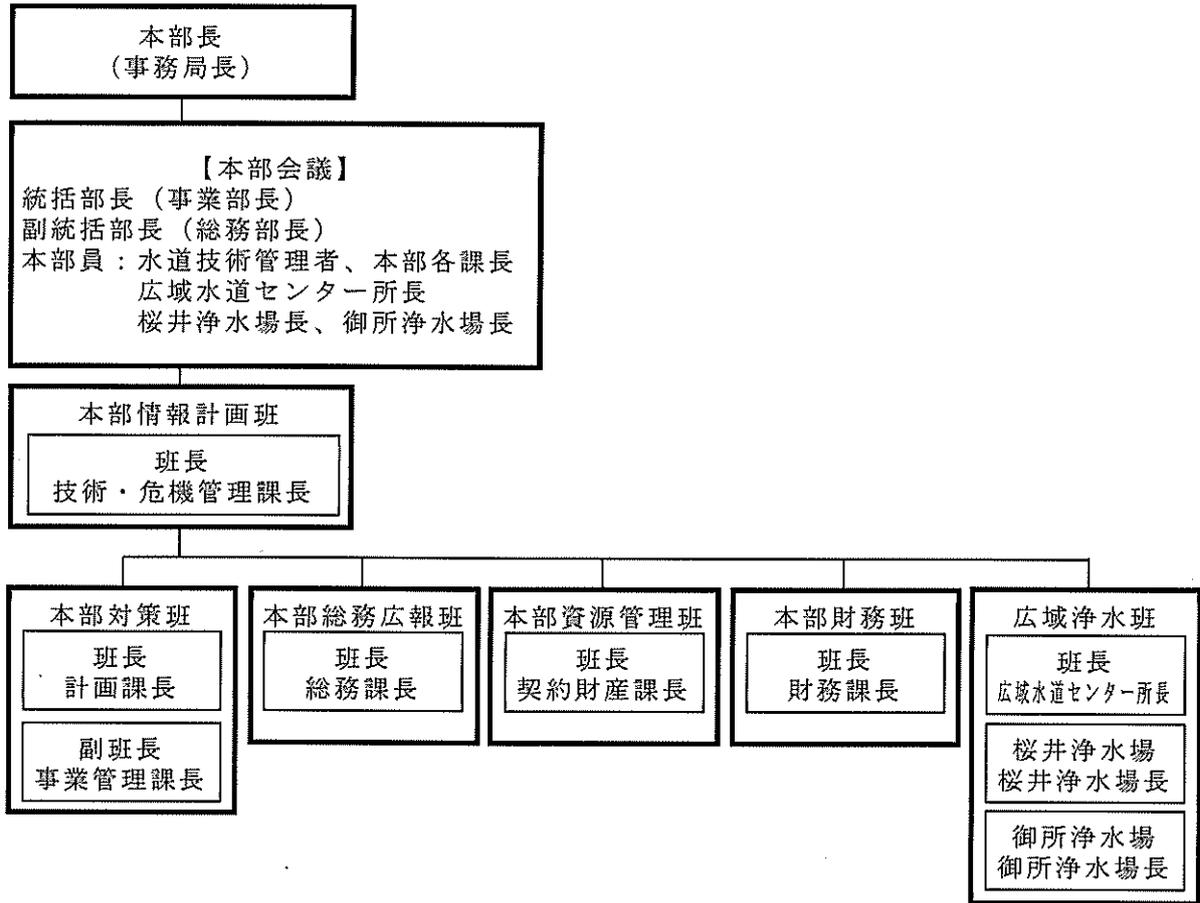
(解除基準)

第6条 渇水の原因となる貯水率等が回復傾向に転じ、取水制限の解除後もさらに回復が見込まれると本部長が判断したときは、本部等を廃止する。

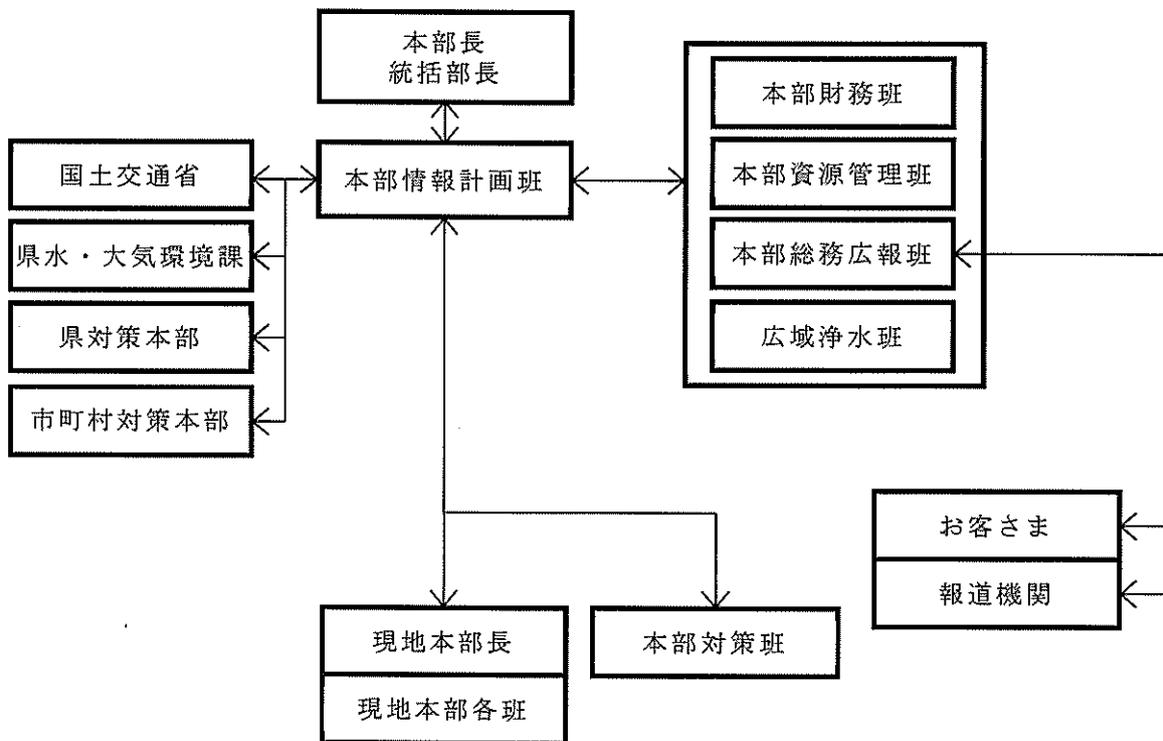
附則

この運用は令和7年4月1日から施行する。

◎体制図



◎連絡体制



◎業務内容

班名	担当課	主な業務
本部長	事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水対策の統括を行うほか、企業長、副企業長等への報告、連絡を行う
統括部長	事業部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する ・ なお、本部長、統括部長ともに事故があるときは、職務上位者の順にその職を代理する
本部情報計画班	技術・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部内の情報収集、状況把握、指示伝達、連絡調整 ・ 国、県対策本部との連絡調整に関すること（リエゾン含む） ・ 市町村対策本部との連絡調整に関すること
本部対策班	計画課 事業管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水・取水制限等に対する対応及び事務所調整に関すること ・ 水道事業に係る水源情報整理に関すること ・ 河川管理者、ダム管理者、利水者等と必要に応じ協議・調整
本部総務広報班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水・人的支援に対する応援要請に関すること ・ 報道機関及び住民への広報に関すること ・ 水道事業に係る災害・気象情報等の収集に関すること ・ 職員及び応援隊に対する労務管理用務
本部資源管理班	契約財産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿舎、駐車場、給油所、車両整備所の確保
本部財務班	財務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水対策に必要な予算の編成及び執行 ・ その他、応急対策に必要な資材・機材・物資等（食料、医薬品、救援物資等）の確保
広域浄水班	広域水道センター 桜井浄水場 御所浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送水施設の点検・運転準備 ・ 送水系統切替作業 ・ 送水施設の流量調整 ・ 各事務所の配水量の総合調整 ・ 室生ダム仮設ポンプの設置 ・ 資機材の調達 ・ 取水管理 ・ 浄水管理 ・ 浄水処理方法の管理 ・ 応急給水